

公 告

国際観光旅客税法施行令（平成30年政令第161号）第8条第1項の規定により委任される同項第2号に掲げる権限に係る処分の対象となる事項の所轄については管轄区域によるものとし、同条第2項の規定により委任される権限の範囲を制限することとしたため、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年12月28日

沖縄地区税関長 吾住 亨

記

1. 税関官署の管轄

税関官署名	管 轄 区 域
沖縄地区税関 那覇外郵出張所	沖縄県那覇市壺川3丁目のうち郵便法（昭和22年法律第165号）第2条に規定する者が国際郵便物の業務を行う事業所内
沖縄地区税関 鏡水出張所	沖縄県那覇市鏡水崎原地先のうち国際物流拠点産業集積地域
石垣税関支署 石垣空港出張所	沖縄県石垣市のうち新石垣空港
沖縄税関支署 平安座出張所	沖縄県うるま市のうち与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城屋平、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名
石垣税関支署 平良出張所	沖縄県のうち宮古島市 宮古郡

2. 次に掲げる税関出張所及び税関支署出張所の長については、国際観光旅客税法施行令第8条第1項第2号に掲げる権限の全部を制限する。

- (1) 沖縄地区税関那覇外郵出張所
- (2) 沖縄地区税関鏡水出張所

3. 適用期日

平成31年1月7日

附 則（令和4年掲示第42号）

この公告は、令和4年4月1日から適用する。